

建設工事低入札価格調査制度事務処理要領 新旧対照表

新	旧
<p>第1・第2 略</p> <p>第3 調査基準価格及び失格基準</p> <p>1 調査基準価格</p> <p>低入札価格調査制度を適用する基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号の設計金額に係る算定式によるものとする。ただし、その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合は10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合は10分の7を乗じて得た額とする（当該合計額に万円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とすることを原則とし、予定価格の10分の7に満たない場合は切り上げる。）。</p> <p>なお、調査基準価格は予定価格調書に明記し、調査基準価格の公表その他の取扱いには最低制限価格に準ずるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>第4 施工体制評価</p> <p>1・2 略</p> <p>3 施工体制評価点</p> <p>施工体制評価点は、第6の4の審査会事務局が第6の2の調査を行ったうえで案を作成し、審査会が決定する。</p> <p>(1) 低入札者</p> <p>低入札者の評価にあたっては、第6の2により提出された資料に基づき次のとおり配点する。</p> <p>①総合評価方式一般競争入札</p> <p>施工計画型における品質確保の実効性 「良」 <u>12.5</u>点 「可」 <u>5</u>点 「不可」 0点</p>	<p>第1・第2 略</p> <p>第3 調査基準価格及び失格基準</p> <p>1 調査基準価格</p> <p>低入札価格調査制度を適用する基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号の設計金額に係る算定式によるものとする。ただし、その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合は10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合は10分の7を乗じて得た額とする（当該合計額に千円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とすることを原則とし、予定価格の10分の7に満たない場合は切り上げる。）。</p> <p>なお、調査基準価格は予定価格調書に明記し、調査基準価格の公表その他の取扱いには最低制限価格に準ずるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>第4 施工体制評価</p> <p>1・2 略</p> <p>3 施工体制評価点</p> <p>施工体制評価点は、第6の4の審査会事務局が第6の2の調査を行ったうえで案を作成し、審査会が決定する。</p> <p>(1) 低入札者</p> <p>低入札者の評価にあたっては、第6の2により提出された資料に基づき次のとおり配点する。</p> <p>①総合評価方式一般競争入札</p> <p>施工計画型における品質確保の実効性 「良」 <u>10</u>点 「可」 <u>4</u>点 「不可」 0点</p>

新	旧
<p>〃 施工体制確保の確実性 「良」 12.5点 「可」 5点 「不可」 0点  企業評価型における品質確保の実効性 「良」 5点 「可」 2点 「不可」 0点  〃 施工体制確保の確実性 「良」 5点 「可」 2点 「不可」 0点</p>	<p>〃 施工体制確保の確実性 「良」 10点 「可」 4点 「不可」 0点  企業評価型における品質確保の実効性 「良」 5点 「可」 2点 「不可」 0点  〃 施工体制確保の確実性 「良」 5点 「可」 2点 「不可」 0点</p>
<p>いずれも、品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性の評価が「良」（満点）の場合に、技術評価点の満点相当を施工体制評価点として配点する。品質確保の実効性、施工体制確保の確実性の「良」の評価点は、各々技術評価点の満点相当の2分の1となること。  技術提案型又は高度技術提案型の総合評価方式にあつては、各々の技術評価点の満点相当を品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性の評価が「良」（満点）の場合の配点とし、品質確保の実効性、施工体制確保の確実性の「良」の評価点は、各々技術評価点の満点相当の2分の1とする。また、「可」は「良」の10分の4の配点とし、「不可」は0点とする。</p>	<p>いずれも、品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性の評価が「良」（満点）の場合に、技術評価点の満点相当を施工体制評価点として配点する。品質確保の実効性、施工体制確保の確実性の「良」の評価点は、各々技術評価点の満点相当の2分の1となること。  技術提案型又は高度技術提案型の総合評価方式にあつては、各々の技術評価点の満点相当を品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性の評価が「良」（満点）の場合の配点とし、品質確保の実効性、施工体制確保の確実性の「良」の評価点は、各々技術評価点の満点相当の2分の1とする。また、「可」は「良」の10分の4の配点とし、「不可」は0点とする。</p>
<p>② 略</p>	<p>② 略</p>
<p>(2) 略</p>	<p>(2) 略</p>
<p>第5～第11 略</p>	<p>第5～第11 略</p>
<p>第12 その他  1・2 略</p>	<p>第12 その他  1・2 略</p>
<p>3 施行時期  この要領は、平成19年6月20日以降公告が行われる一般競争入札から適用する。  この要領は、平成20年4月1日以降公告が行われる一般競争入札に適用する。  この要領は、平成20年10月1日以降公告が行われる一般競争入札に適用する。  この要領は、平成21年4月1日以降公告が行われる一般競争入札に適用する。  この要領は、平成21年5月1日以降公告が行われる一般競争入札に適用する。  この要領は、平成22年4月1日から施行する。  この要領は、平成23年4月1日から施行する。ただし、様式16の改正については契約締結日が平成23年4月1日以後である契約から適用し、その他の改正については同日以後に公告</p>	<p>3 施行時期  この要領は、平成19年6月20日以降公告が行われる一般競争入札から適用する。  この要領は、平成20年4月1日以降公告が行われる一般競争入札に適用する。  この要領は、平成20年10月1日以降公告が行われる一般競争入札に適用する。  この要領は、平成21年4月1日以降公告が行われる一般競争入札に適用する。  この要領は、平成21年5月1日以降公告が行われる一般競争入札に適用する。  この要領は、平成22年4月1日から施行する。  この要領は、平成23年4月1日から施行する。ただし、様式16の改正については契約締結日が平成23年4月1日以後である契約から適用し、その他の改正については同日以後に公告</p>

新	旧
<p>を行う一般競争入札から適用する。</p> <p>この要領は、平成23年5月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札から適用する。</p> <p>この要領は、平成24年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札から適用する。</p> <p>この要領は、平成25年5月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札から適用する。</p> <p>この要領は、平成25年6月14日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札から適用する。</p> <p>この要領は、平成26年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札から適用する。</p> <p>この要領は、平成28年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札から適用する。</p> <p>この要領は、平成29年4月1日から施行する。なお、第3については、同日以後に公告を行う一般競争入札から適用する。</p> <p>この要領は、平成30年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札から適用する。</p>	<p>を行う一般競争入札から適用する。</p> <p>この要領は、平成23年5月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札から適用する。</p> <p>この要領は、平成24年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札から適用する。</p> <p>この要領は、平成25年5月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札から適用する。</p> <p>この要領は、平成25年6月14日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札から適用する。</p> <p>この要領は、平成26年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札から適用する。</p> <p>この要領は、平成28年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札から適用する。</p> <p>この要領は、平成29年4月1日から施行する。なお、第3については、同日以後に公告を行う一般競争入札から適用する。</p>